



2011 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 アステラス製薬株式会社
代 表 者 代表取締役社長 野木森 雅郁
コード番号 4503
(URL <http://www.astellas.com/jp>)
東 証 ・ 大 証 (各 第 一 部)
決 算 期 3 月
問 合 せ 先 広報部長 河 村 真
Tel : (0 3) 3 2 4 4 - 3 2 0 1

株式報酬型ストックオプションに関するお知らせ

アステラス製薬株式会社(本社：東京、社長：野木森 雅郁)は、本日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、「取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬支給の件」を、2011 年 6 月 20 日開催予定の当社第 6 期定時株主総会に下記の内容にて付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

当社の株価や業績への感応度をより引き上げ、株価の上昇や下落によるメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、企業価値向上への意欲や士気を高めていくことを目的とし、株式報酬型ストックオプションを、当社の取締役に対して付与するものです。

なお、執行役員に対しても同様の株式報酬型ストックオプションを付与することを予定しています。

記

当社は、取締役の報酬について、企業価値向上に連動した報酬体系としており、その一環として社外取締役を除く取締役に対し 1 株当たりの権利行使価額を 1 円とする新株予約権を用いた株式報酬型ストックオプションを、当社第 1 期事業年度より付与しています。

当社第 7 期事業年度 (2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日まで) において、当社の社外取締役を除く取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる、以下の内容の新株予約権のための金銭報酬 (割り当てる新株予約権 1 個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数 (477 個以内) を乗じた額) を、年額 1 億 2 千 5 百万円以内にて、当該新株予約権と引き換えに払い込む金銭の払込債務と当該報酬債権を相殺することを条件として、当社の社外取締役を除く取締役に支給するものです。

本議案は、2005 年 6 月 24 日開催の当社第 92 回定時株主総会でご承認いただいた取締役の報酬枠 (年額 5 億 5 千万円以内) とは別枠として、取締役の報酬についてご承認をお願いするものです。

なお、本株主総会に付議する「取締役 7 名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会の終結時の社外取締役を除く取締役は 3 名となります。

新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式の併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で対象株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その 1 株あたりの価額は 1 円として、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の権利行使期間

2011 年 6 月 21 日から 2031 年 6 月 20 日までの範囲内で、当社取締役会で決定する。

4. 新株予約権の権利行使の条件

- （1）新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- （2）各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- （3）その他の権利行使の条件は、当社取締役会で決定する。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

6. その他の新株予約権の内容

上記 1 ないし 5 の詳細および 1 ないし 5 に記載のない事項については、当社取締役会で決定する。

以 上